2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

二　海外投資家等特例業務に関する社内規則

三　承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ　法第六十三条の九第六項第一号及び第二号（ニを除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

ロ　役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ハ　役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ニ　役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ホ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

ト　主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面

四　承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ　法第六十三条の九第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

ロ　承継した者及び重要な使用人の履歴書

ハ　承継した者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ニ　承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該承継した者及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ホ　承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ　重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

3　第一項の届出書及び前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

（海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十六条の二十三　法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法人にあっては、次に掲げる場合

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

ロ　役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

ハ　定款（これに準ずるものを含む。）を変更した場合

ニ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ⑴から⑷までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合